

雇用クリーンプランナー ミニセミナー

日常職場編シリーズ第5回
「労働時間②」

労働時間①

休憩時間の扱い

Q 当社ではお昼の休憩時間が12：00～13：00の1時間に設定されています。

しかし、お客様からの電話はお昼休憩に関係なくかかってきますので交代で取ることにしています。ところがある従業員から「かかってきた電話に対応するという行為は休憩時間ではない（労働時間）のではないか？」と質問を受けました。どう考えるべきでしょうか？

A 休憩時間は自由利用が原則です。電話対応という行為は手待ち時間ということになり、労働時間扱いになってしまいます。次ページのように解決方法を考え、すぐに改善しましょう。

休憩時間

【労働基準法第34条第一項、第三項】

- ①使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。
- ③使用者は、第1項の休憩時間を自由に利用させなければならない。

【解決法例（休憩時間を早番、遅番にする）】

11 : 30

12 : 30

13 : 30

労働時間

早番休憩

遅番休憩

労働時間

【必要な対応】

- ・ルール変更周知
- ・就業規則変更 等

労働トラブル編～労働時間（休憩）